

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規則
○指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則 四六

告 示

○土地改良法により換地計画を定めた件 四六

○保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件 四六

○道路の供用を開始する件 四六

公 告

○家畜人工授精に関する講習会を開催する件 四九

○一般競争入札を行う件三件 四九

福 島 県 公 安 委 員 会

○道路交通法による指定講習機関として指定を受けた者から変更の届出があった件 四九

○道路交通法による運転免許取得者教育の認定を受けた者から変更の届出があった件 四九

規 則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和三年十一月十六日

福 島 県 規 則 第 七 十 九 号

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則（昭

福島県知事 内 堀 雅 雄

和三十一年福島県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

別表第二株式会社大東銀行の項中「、小原田支店」及び「、日和田支店」を削る。

附 則

この規則は、令和三年十一月二十二日から施行する。

(出納総務課)

告 示

福 島 県 告 示 第 七 百 四 十 三 号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、前田川地区の県営区画整理事業に係る換地計画を定めた。この定めに係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。
令和三年十一月十六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧の期間

令和三年十一月十七日から
同 年十二月六日まで (二十日間)

三 縦覧の場所

須賀川市役所

(農地管理課)

福 島 県 告 示 第 七 百 四 十 四 号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
令和三年十一月十六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南会津郡只見町大字亀岡字後山二の四、二の八、二の九

保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、只見町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
 - 二1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡只見町大字樋戸字上ノ山一六七七の四、一六八四
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができない立木は、只見町森林整備計画で定める標
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
 - 三1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡只見町大字塩沢字崩山一九六八の三・一九六八の五・一九六八の八（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一九六八の一、一九六八の二
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができない立木は、只見町森林整備計画で定める標
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
 - 四1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡只見町大字小林字下ノ山一七六四の九、一七六四の一四から一七六四の二〇まで
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができない立木は、只見町森林整備計画で定める標
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度
 - 五1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡只見町大字梁取字森戸沢二二九一の八二
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができない立木は、只見町森林整備計画で定める標
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
 - 六1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡只見町大字坂田字向平五五八の一、六五二の二
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができない立木は、只見町森林整備計画で定める標
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
 - 七1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡只見町大字坂田字原ノ入二二〇三、二二〇七の三、二二〇八、二二〇九の二から二二〇九の三まで、二二一〇、二二一三の二から二二一三の八まで、二二一三の四二、二二一三の五三から二二一三の六二まで、二二一三の七七
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができない立木は、只見町森林整備計画で定める標
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

八 1 次のとおりとする。
 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 南会津郡只見町大字坂田字仮安沢六五三の一から六五三の三まで、六五三の五か
 ら六五三の一二まで

2 保安林として指定された目的
 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、只見町森林整備計画で定める標

準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

九 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南会津郡只見町大字布沢字名高一九七三の二五（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的
 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、只見町森林整備計画で定める標

準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

十 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南会津郡只見町大字塩沢字猿倉山一八三の三四四

2 保安林として指定された目的
 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、只見町森林整備計画で定める標

準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水

産部森林林業総室森林保全課及び只見町役場に備え置いて縦覧に供する。）
 （森林保全課）

福島県告示第七百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の
 供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若
 松建設事務所で令和三年十一月十六日から二週間一般の縦覧に供する。
 令和三年十一月十六日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道藤小椿線	河沼郡柳津町大字小椿字沢上乙一 七六八番一地从先から 同 郡 同 町 大 字 小 椿 字 津 尾 坂 乙 一 二 六 六 番 地 先 まで	令和三年十一月十六日

（道路計画課）

公 告

公告第二百二十五号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十六条第二項の規定により、家畜
 人工授精に関する講習会を次のとおり開催する。
 令和三年十一月十六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 開催期日
令和四年一月二十四日から同年二月二十五日まで
- 二 場所
福島県農業総合センター農業短期大学校 西白河郡矢吹町一本木四百四十六番地一
牛
- 三 対象家畜の種類
牛
- 四 受講人員
二十名程度
- 五 受講資格
家畜改良増殖法第十七条第一項及び第二項各号に該当しない者
福島県内在住である者
- 六 受講手続

- 1 講習会を受けようとする者は、あらかじめ家畜人工授精に関する講習会選考申込書を、令和三年十一月二十六日までに所轄する福島県家畜保健衛生所を經由して知事に提出すること。
 - 2 受講を許可された者は、家畜人工授精に関する講習会受講願書に二万八千円相当額の福島県収入証紙を貼り、履歴書を添付の上、令和四年一月十二日までに所轄する福島県家畜保健衛生所を經由して知事に提出すること。
- 七 その他
- 1 選考申込者が定員を超過した場合は、書類選考により受講者を決定する。
 - 2 詳細については、福島県農林水産部生産流通総室畜産課又は最寄りの福島県家畜保健衛生所に問い合わせること。
- (畜産課)

公告第226号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和3年11月16日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品等の名称及び数量 金属3DプリンターⅡ 一式
 - (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
 - (3) 納入期限 令和4年3月31日（木）
 - (4) 納入場所 福島県立平工業高等学校
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
 - (3) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
 - (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和3年12月13日

(月) 午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、令和3年12月13日(月)午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7563

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和3年11月16日(火)から同年12月13日(月)まで(土曜日及び日曜日並びに同年11月23日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大ききの用紙15枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和3年11月22日(月)午後5時までに必着で請求すること。

(2) 入札説明会の日時及び場所 令和3年11月22日(月)午前11時 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所 令和3年12月28日(火)午前10時 福島県出納局入札用度課 (郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月27日(月)午後5時までに必着のこと。)

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会(福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成8年福島県告示第320号)第1条に規定する委員会をいう。)から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Metal 3D printer II 1 set

(2) Time-limit of tender (by hand): 10:00 a.m., 28 December 2021

(3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 27 December 2021

(4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7563

(入札用度課)

公告第227号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和3年11月16日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 産業用ロボットスキル評価システム 一式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和4年3月31日（木）
- (4) 納入場所 福島県立平工業高等学校

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和3年12月9日（木）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、令和3年12月9日（木）午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7563

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和3年11月16日（火）から同年12月9日（木）まで（土曜日及び日曜日並びに同年11月23日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙17枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和3年11月22日（月）午後5時までに必着で請求すること。

- (2) 入札説明会の日時及び場所 令和3年11月22日（月）午後2時 福島県出納局入札用度課

- (3) 入札及び開札の日時及び場所 令和3年12月28日（火）午前11時 福島県出納局入札用度課（郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月27日（月）午後5時までに必着のこと。）

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に
関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示
す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分
の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その
端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係
る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110
分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を
行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦
情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320
号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の
執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Robo-Trainer system
1 set
- (2) Time-limit of tender (by hand): 11:00 a.m., 28 December 2021
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 27 December 2021
- (4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau,
Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima
960-8670 Japan TEL 024-521-7563

(入札用度課)

公告第228号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のと
おり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を
定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第
17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和3年11月16日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 NCレーザー加工機総合学習システム 一式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和4年3月31日（木）
- (4) 納入場所 福島県立二本松工業高等学校（福島県二本松市榎戸一丁目58番地の2）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要
な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該
当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開
札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であるこ
と。
- (3) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日
までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこ
と。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績が
あり、かつ、確実に納入できること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申
請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和3年12月10日

(金) 午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、令和3年12月10日(金)午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7563

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和3年11月16日(火)から同年12月10日(金)まで(土曜日及び日曜日並びに同年11月23日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大ききの用紙15枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和3年11月26日(金)午後5時までに必着で請求すること。

(2) 入札説明会の日時及び場所 令和3年11月26日(金)午後2時 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所 令和3年12月28日(火)午後1時30分 福島県出納局入札用度課 (郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月27日(月)午後5時までに必着のこと。)

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会(福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成8年福島県告示第320号)第1条に規定する委員会をいう。)から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: NC Laser Processing Machine Comprehensive Learning System 1 set

(2) Time-limit of tender (by hand): 1:30 p.m., 28 December 2021

(3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 27 December 2021

(4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7563

(入札用度課)

福島県公安委員会告示第52号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定により指定を受けた指定講習機関から、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第4条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

令和3年11月16日

福島県公安委員会委員長 佐々木 貢一

届出に係る指定講習機関として指定を受けた者の氏名又は名称及び変更した事項

氏名又は名称	変更した事項	変 更 前	変 更 後
有限会社双葉自動車学校	代表者の氏名	長沼 勝己	長沼 克往

（運転免許課）

福島県公安委員会告示第53号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の規定により認定を受けた運転免許取得者教育を行う者から、運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

令和3年11月16日

福島県公安委員会委員長 佐々木 貢一

届出に係る運転免許取得者教育の認定を受けた者の氏名又は名称及び変更した事項

氏名又は名称	変更した事項	変 更 前	変 更 後
有限会社双葉自動車学校	代表者の氏名	長沼 勝己	長沼 克往

(運 転 免 許 課)